

福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県移動スーパー参入促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 この補助金は、日常の買い物が不便な地域において、補助事業者が行う第5条第1項に掲げる事業に要する経費の一部を補助することにより、食料品や日用品などの買い物の場を提供し買い物に困っている高齢者等の購買意欲を高め消費を喚起することで、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。

(補助金の補助事業者)

第4条 この補助金の補助対象者は、中小企業者であって、小売業を行う者もしくは、小売業を行う者と連携して移動販売事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は以下に該当しないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第5条 補助金は、補助事業者が、買い物が困難な地域を巡回し、地域の求めに応じて、食料品や日用品などを販売する「移動スーパー」に参入するために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものとし、予算の範囲内において交付する。

2 県が補助事業者に交付する補助金の額は、市町村が補助事業者に対し補助する額の同額以内であって、かつ、前項に規定する経費の3分の1以内又は150万円のいずれか低い額とする。

(補助の期間)

第6条 補助対象期間は、交付決定の日から、当該年度2月末日までの間の事業完了日までとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条に規定する交付申請は、様式第1号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条に規定する交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、補助金の額の確定後において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 規則第6条に規定する交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 4 知事は前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、補助事業者が不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第4条第2項に規定するものであることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項に規定する知事が定める期日は、交付決定の通知を受けた日から20日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(交付決定の内容等の変更)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更をしようとするとき、又は補助金の額の変更を受けようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業効率の低下をもたらさない補助事業計画の細部の変更をするときは、この限りではない。
- 2 第8条の規定は、前項の申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、すみやかに様式第5号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

- 第14条 規則第13条に規定する実績報告は、様式第6号によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日）又は補助事業の実施期限のいずれか早い日から10日以内に知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条に規定する報告書を受領した場合において、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金を確定し、補助事業者に対して様式第7号による補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還期限)

第16条 規則第17条第2項に規定する補助金の返還の期限は、当該返還命令の日から20日以内とする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第17条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は様式第8号による請求書を、補助金の精算払を受けようとする場合は様式第8号の2による請求書を知事に提出しなければならない。

い。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の一部又は全部について概算払又は精算払するものとする。

（補助金に係る経理）

- 第18条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第21条 取得財産等のうち、規則第20条の規定による知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。
- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第10号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（その他必要な事項）

- 第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行し、改正後の福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱の規定は、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱の規定は、令和5年度からの補助金について適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費の区分	経費支出基準
車両購入費・改造費	本事業を実施するための車両の購入・改造に要する経費
通信運搬費	郵便代、運送料として支払われる経費
広報費	本事業を効果的に実施するために必要不可欠な広告宣伝の経費
借料・損料	機器・器具等のリース又はレンタルに要する経費
備品費	本事業を実施するための電子機器等の備品の購入に要する経費 ただし、当該経費については原則リース又はレンタルで対応することとし、リース又はレンタルよりも購入の方が費用対効果等の観点から特に効果的であって、補助事業終了後も適切に管理できる場合に限り、購入に要する経費を対象とすることができる。
専門家謝金	事業遂行に必要な助言・指導を受けるために依頼した専門家等に支払われる経費 ただし、補助事業者、行政、商工会等商工団体等の関係者は対象としない。
委託費	事業の運営、事業の分析・評価等、補助事業者で実施することが困難なため、専門的知見等を有する者に対して、委託するために支払われる経費 なお、事業の全部を委託する場合は本事業の対象としない。
交通費	専門家又は補助事業者の職員等が使用する当該事業の実施に必要な公共交通機関の利用のための経費
雑役務費	本事業の運営に必要な補助的業務を行う者に対するアルバイト代として支払われる経費
印刷製本費	本事業の報告書等を印刷するために支払われる経費

※1 補助対象となる経費は、本事業の遂行に必要な以上の経費であって、本事業の実施のために使用したことが明確に区分できる経費とする。

なお、本基準以外の支出を行う場合には、知事の下承を得ることとする。

2 支出に伴う振込手数料等は対象としない。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者住所
 名 称
 （フリガナ）
 代表者の氏名 署名又は押印

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付申請書

標記補助金の交付について、福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の内容
 別紙1「事業計画書」のとおり

- 2 補助金交付申請額
 金 円

- 3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担割合

総事業費	補助対象経費	負担区分			
		補助金申請額	市町村負担額	補助事業者負担額	その他

- 4 補助事業の経費の配分
 別紙2「経費配分書」のとおり

- 5 補助事業完了予定日
 年 月 日

- 6 添付書類

- ①事業実施地域が分かる図面（地形図、商店分布図、位置図、見取図、写真等）
- ②役員名簿（別紙3）
- ③連携する小売業者との契約書の写し（小売業者と連携して移動販売事業を行う場合のみ）
- ④法人の場合：中小企業者であることが分かる書類
 個人の場合：直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）、または所得税青色申告書（1～4面））または開業届
 ※収支内訳書がない場合は貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）を作成し提出
- ⑤その他参考資料

事業計画書

1 補助事業者について

補助事業者名			
事務所等住所			
代表者氏名 (役職・氏名)			
電話番号		F A X 番号	
担当者 (担当部署名)			
担当者連絡先 (電話番号)		(メールアドレス)	
設立年月日		資本の額又は 出資金の額	

2 連携する小売業者について（小売業者と連携して移動販売事業を行う場合のみ記載）

店舗名			
店舗所在地			
法人名			
事務所等住所			
代表者氏名 (役職・氏名)			
電話番号		F A X 番号	
担当者 (担当部署名)			
担当者連絡先 (電話番号)		(メールアドレス)	

3 補助事業の目的について

4 実施する移動スーパー事業について

①実施する市町村名

②実施する地域

③主に対象とする住民の属性（該当項目に○、複数選択可）

- ☐ 高齢者 ☐ 主婦中心 ☐ ファミリー中心
☐ 若者中心 ☐ その他

④主に対象とする住民の主な移動手段（該当項目に○、複数回答可）

- ☐ 徒歩中心 ☐ 自転車中心 ☐ バス中心
☐ 自家用車中心 ☐ 鉄道中心

⑤想定される効果（利用者数及び1月あたりの売上額）

⑥移動販売車両

■メーカー名：

■車の種類：

■車名：

■排気量：

■新車・中古車の別（いずれか一方に○）

新車／中古車

※車両を購入したい場合には、当該車両の見積書あるいはカタログ等を添付すること。

※採択を受けた後、購入する車両を変更しようとする場合は、必ず事前に相談すること。事前相談なく見積書等と異なる車を購入した場合には、補助対象外となります。

別紙 2

経費配分書

(単位：円)

補助対象経費 の区分	補助事業に 要する経費	補助対象と なる経費	補助金 申請額	備考
車両購入費・改造費				注) 補助対象とな る経費につい ては、各々の積 算明細を備考 欄に記載又は 別紙資料とし て添付するこ と。
通 信 運 搬 費				
広 報 費				
借 料 ・ 損 料				
備 品 費				
専 門 家 謝 金				
委 託 費				
交 通 費				
雑 役 務 費				
印 刷 製 本 費				
合 計				

(注) 1 委託費に計上するものについては、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記載した「委託事業内容明細書」を作成し添付すること。

2 支出に伴う振込手数料等は対象としない。

役員名簿

(補助事業者名) 該当する性別・年号を丸で囲んでください

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日
		男・女	明・大・昭・平 年 月 日

※役員全員を記載すること。

補助事業者住所
補助事業者名

年 月 日 第 号で申請のあった 年度福岡県移動スーパー
参入促進費補助金については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）第4条及び福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、下記のとおり決定します。

年 月 日

知 事 名

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、その内容、補助事業に要する経費及び補助対象経費の配分並びに配分された経費に対応する補助金の額の区分は、
年 月 日 第 号で申請のあった 年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、規則第8条第1項の規定に基づく決定の取消等により、補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額が変更されたときは、別に通知するとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助金の額の確定は、1により配分された補助対象経費ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額の合計額又は配分された経費に対応する補助金の額（変更されたときは、変更後の額とする。）の合計額又は市町村補助金額と同額のいずれか低い額とする。
- 4 上記によるもののほか、規則及び要綱に従わなければならない。

（注）この様式に次のような修正を加えて通知する場合がある。

- 1 規則第4条第2項の規定に基づき申請書の記載内容に修正を加えて交付決定した場合は、上記1の「年 月 日」以下を「別紙のとおりとする。」に書き替え、様式第1号の別紙に準じた様式の別紙に交付決定の内容を記載する。
- 2 要綱第8条第2項に該当する場合は、上記4の次に「5 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、要綱に定めるところにより、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を減額することになる。」を加える。
- 3 上記の他、必要があつて条件を加えて交付決定した場合は、その条件を上記に加える。

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名 署名又は押印

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金変更交付申請書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付決定内容について、福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金の額	変更前	金	円
	変更後	金	円

(2) 補助事業の内容
別紙1のとおり

(3) 補助事業の経費の配分
別紙2のとおり

- (注) 1 上記2は変更のあるものだけを記載すること。
2 補助金の額に変更のある場合は、補助事業者の変更後の収支予算書を添付すること。
3 仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、補助金の額の下に次の算式を明記すること。
(補助金所要額－仕入れに係る消費税等相当額＝補助金額)

別紙 1

補助事業内容変更明細書

変更の内容

変更前	変更後	変更の理由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

補助事業の経費配分変更明細書

(単位：円)

補助対象経費 の区分	補助事業に 要する経費		補助対象と なる経費		補助金 申請額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
車両購入費・改造費							注) 補助対象とな る経費につい ては、各々の積 算明細を備考 欄に記載又は 別紙資料とし て添付するこ と。
通 信 運 搬 費							
広 報 費							
借 料 ・ 損 料							
備 品 費							
専 門 家 謝 金							
委 託 費							
交 通 費							
雑 役 務 費							
印 刷 製 本 費							
合 計							

- (注) 1 委託費に計上するものについては、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記載した「委託事業内容明細書」を作成し添付すること。
- 2 支出に伴う振込手数料等は対象としない。

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所

名称及び代表者の氏名

署名又は押印

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第12条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業について、
下記のとおり事故があったので、福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第13条の規定に
基づき報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名 署名又は押印

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金に係る
補助事業実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記の補助事業を完了しましたので、福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第14条の規定に基づき別紙のとおり報告します。

補助事業実績書

1 事業内容及び成果

実施事業	実施事業期間	事業内容及び成果（具体的に）

※保健所の営業許可証、チラシ、写真など事業内容が分かる資料を添付すること。

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担割合

（単位：円）

総事業費	補助対象経費	負担区分			
		補助金申請額	市町村負担額	補助事業者負担額	そ の 他

※市町村負担額が分かる資料を添付すること。

3 補助金支出表

(単位：円)

補助対象経費 の区分	補助事業に 要した経費	補助対象と なる経費	補助金 申請額	備考
車両購入費・改造費				注) 補助対象となる 経費について は、各々の積算 明細を備考欄に 記載又は別紙資 料として添付す ること。
通 信 運 搬 費				
広 報 費				
借 料 ・ 損 料				
備 品 費				
専 門 家 謝 金				
委 託 費				
交 通 費				
雑 役 務 費				
印 刷 製 本 費				
合 計				

- (注) 1 委託費に計上するものについては、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記載した「委託事業内容明細書」を作成し添付すること。
- 2 支出に伴う振込手数料等は対象としない。

番 号

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金に係る
額の確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定をした補助金について、年
月 日 第 号の実績報告を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれ
に付した条件に適合すると認められるので、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5
号）第14条及び福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、交付す
べき補助金の額を 円に確定しましたので通知します。

年 月 日

知 事 名

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県移動スーパー参入促進補助金概算払請求書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、福岡県
移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第17条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額 金 円

2 請求額算定表

区 分	金 額
交 付 決 定 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

（注）補助事業の収支計画（資金計画）書を添付すること。（参考様式参照）

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金精算払請求書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、福岡県
移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第17条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 精算払請求額 金 円

2 請求額算定表

区 分	金 額
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名

年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第19条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 補助金の確定時における仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が仕入れに係る消費税等相当額ではない。

年 月 日

福岡県知事 殿

補助事業者住所
名称及び代表者の氏名 署名又は押印

年度福岡県移動スーパー参入促進費補助金に係る
取得財産等の処分承認申請書

年 月 日 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業により取得した
財産等を下記のとおり処分したいので、福岡県移動スーパー参入促進費補助金交付要綱第21条第
2項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

(参考様式)

福岡県移動スーパー参入促進費補助金事業収支計画書

(日付)

(請求者名)

(単位：千円)

種 目		1/4 半期 4-6 月	2/4 半期 7-9 月	3/4 半期 10-12 月	4/4 半期 1-3 月	合 計
収 入						
	計					
支 出						
	計					